

富岡町介護福祉人材定着支援金事業に関するQ & A

Q 1 富岡町民ではありませんが、交付対象となりますか

A 対象となります。介護・福祉人材の確保・定着を目的としていますので、居住地域を問わず対象としています。町外在住の方は、申請の際に住民税の納税証明書または非課税証明書を提出してください。

Q 2 町内の介護・福祉事業所から、町内の別の介護・福祉事業所に転職した場合に、対象とならないのはなぜですか。

A この支援金は、介護・福祉人材の確保・定着を目的としています。したがって、町内で介護・福祉等の業務に従事している方が、支援金を目的に転職した場合、町内の介護・福祉事業所の運営を阻害することとなるため、制度の対象外としています。

Q 3 令和7年3月31日以前に就職していた者が、令和7年4月1日以降に資格を取得した場合は、対象となりますか。

A 対象となりません。令和7年4月1日以降に就職した方が対象となります。

Q 4 資格は所持していませんが、生活支援員として従事しています。対象となりますか。

A 資格を有していることが要件であるため、制度の対象となりません。

Q 5 令和7年3月31日まで、パートとして勤務していましたが、令和7年4月1日から常勤雇用の正規職員として介護業務に従事することになりました。この場合は対象となりますか。

A 資格を所持しており、介護・福祉サービス提供に従事していれば対象となります。

また、正規職員として採用時点で資格を所持していない場合は、採用から3年以内に資格を取得することで対象となります。

Q 6 月の途中で入社した場合、6か月経過はいつになりますか。

A 月の途中（2日～末日）に入社または資格取得をした場合は、その翌月から起算して6か月継続して就労したときに6か月支援金の対象となります。

Q 7 6か月就労継続した後、定着支援金の申請をする前に事業所を退職しましたが、退職後も奨励金の対象となりますか。

A 対象となりません。本事業は、介護・福祉人材の確保・定着を目的としていますので、申請時において就労を継続している方が対象となります。

Q 8 法人内で、町内の別の事業所へ異動となりました。引き続き介護サービス提供に従事しますが、対象となりますか。

A 町内の事業所への異動であれば対象となります。

Q 9 法人内で、町外の別の事業所へ異動となり、その後、異動により町内に戻り介護サービス提供に従事しましたが、対象となりますか。

A 就労定着支援金は、一定期間「継続して」就労することを要件としており、町外への異動は、期間の中断ではなく終了とみなすため対象となりません。

なお、町外からの支援金については、過去に就労定着支援金の交付を受けていなければ対象となります。

Q 10 病休や産休等で休業した場合は、どのようになりますか。

A 病休や産休等で月の出勤すべき日の半数以上を休業した月は、対象者が勤務する期間に算入しないこととしています。就労再開後に規定の月数を超えたときに支援金の対象となります。

Q 11 就労定着支援金には使途の制限はありますか。また、使途の報告を求められることはありますか。

A 使途の限定や、その報告を求めることは、想定していません。

Q 12 就労定着支援金には税金がかかりますか。

A 所得税法第 34 条に規定される一時所得に該当すると整理しています。

一般的な給与所得者については、給与以外の一時所得とされる所得の合計額が 90 万円を越えなければ確定申告の必要はありません。

Q 13 6か月支援金の受給後、会社都合により退職になり、町内の別事業所に転職した場合は、どのようになりますか。

A 本人に帰責理由がなく退職し、町内別法人に転職した場合は、期間の終了とはみなさず、退職前の就労期間を算入した上で、就労定着支援金の対象となります。

Q 14 町内の事業所に就職し 6 か月支援金を受領後に退職しましたが、その後、同一法人に再就職しました。制度の対象となりますか。

A 自己都合による退職は、期間の中断ではなく終了となるため、支援金の対象とはなりません。

ただし、退職前に就労定着支援金の交付を受けていない場合は、再就職した日（月途中の入社の場合は翌月）を起算日として、制度の対象となります。

Q 15 以前に町内の事業所 A に勤務していましたが退職し、町外の事業所に勤務しました。その後、町外の事業所を退職し、再度、町内の事業所 B に就職することになりました。制度の対象となりますか。

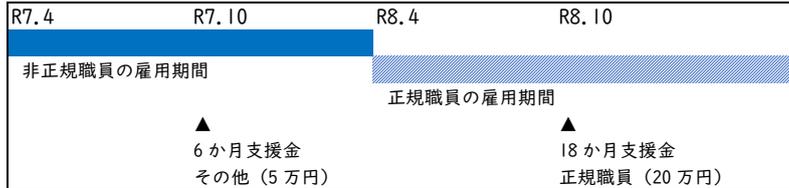
A 対象となります。

過去に町内の事業所での勤務経歴があっても、Uターン等で町内の事業所に再就職した場合は、過去に就労定着支援金の交付を受けていなければ対象となります。

Q16 パートとして雇用され、その他職員として6か月支援金の交付を受けました。その後に、正規職員として雇用された場合は、どのようになりますか。

A その他職員として就職もしくは資格所得により支給要件を満たした日を起算日として、その他職員として勤務した期間を算入した上で、交付を受けていない区分にかかる支援金の対象となります。

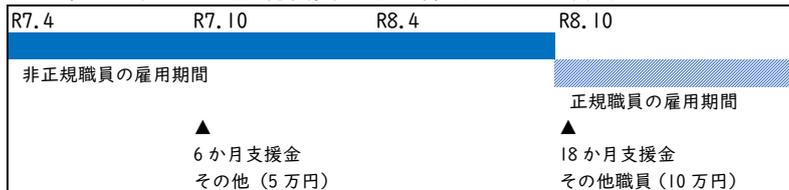
例) 有資格者が令和7年4月1日にパートとして採用され、6か月支援金を令和7年10月に受給し、令和8年4月1日から正規職員として採用された場合。



18か月支援金：正規職員20万円

パートとしての雇用日を始期として、その他職員の就労期間を算入するため、令和8年10月1日から正規職員18か月支援金の対象となる。

例) 有資格者が令和7年4月1日にパートとして採用され、6か月支援金を令和7年10月に受給し、令和8年10月1日に正規職員として採用された場合。



18か月支援金：その他職員10万円

18か月を経過する日は令和8年9月30日であるため、判定時の身分はその他職員となる。すでに、その他職員18か月支援金の支給要件を満たしているため、申請日時時点で正規職員であっても、その他職員の区分での申請となる。

※支給区分は、申請日ではなく起算日からの経過日時点での判定

Q17 令和7年4月1日以降にパートとして雇用され、その後に正規職員として採用されました。過去に6か月支援金の交付を受けていなかった場合、就労期間はどのように算定されますか。

A 過去に人材定着支援金の交付を受けていない場合は、正規職員として採用された日(月途中の場合は翌月)が始期となります。

(パートとして就労した期間は、対象期間に算入されません。)

例) 有資格者が令和7年4月1日に非正規職員として採用され、令和7年7月1日に正規職員として採用された場合。

